

平成21年度 家庭用保存版

わくわく

いきいき

# LPガス2009

人と地球にやさしいクリーンエネルギー LPガス



LPガスを安全・快適にお使いいただくために必ずお読みください。



みんなで止めよう温暖化  
チーム・マイナス五〇 [www.team-50.jp](http://www.team-50.jp)

このパンフレットは液化石油ガス法第27条の  
周知義務によりお届けします。

# マイコンメーターで安心・安全

## LPガスマーター(例)

### カウンター

ガスの使用量を表示します。  
(単位は、立方メートル)



### 表示部

安全機能が働いたときの状態を表示します。

### 復帰ボタン

安全機能が働いてガスを止めたとき、ガスを使用できるようにします。  
燃焼器具の消し忘れ以外でガスが止まつたときは、販売店か認定保安機関に点検を受けてからガスを使用してください。

ガスマーターには計量法による交換期限があります。交換期限の切れているメーターは、内蔵された電池が消耗して、安全機能が働かない場合があります。

2006年3月以前取付  
メーターの交換期限表示

有効期限満了の年

'15

2005年4月以降取付  
メーターの交換期限表示

法定交換の年月

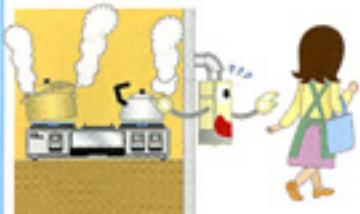
2015年12月

※この場合は、ともに西暦2015年の交換期限を示しています。

ガスの使用量を表示する以外に、内蔵されたセンサーヤ、コンピューターによって、異常を感知したときに、その状態を表示したり、ガスを止め、つねに安心・安全をささえています。

## 安全機能1

ガスを消し忘れたとき



を表示して、ガスを止めます。

※ガスを止める時間は、器具によって異なります。



## ガスマーテーの復帰方法

1.器具せん・ガスせんをすべて閉める。



2.復帰ボタンを約2秒間奥まで押しこんで離す。



※機種によっては、復帰ボタンにキャップが付いているタイプもあります。

3.表示がすべて消えたらガスを使用できます。



約1~2分お待ちください。

## 安全機能2

ガスの流れる量が異常に多いとき



を表示して、ガスを止めます。

## 安全機能3

震度5以上の揺れを感じたとき



を表示して、ガスを止めます。

## 安全機能4

長時間わずかなもれを検知したとき



表示のみでガスは止めません。

## 安全機能5

警報器がガスもれを検知したとき



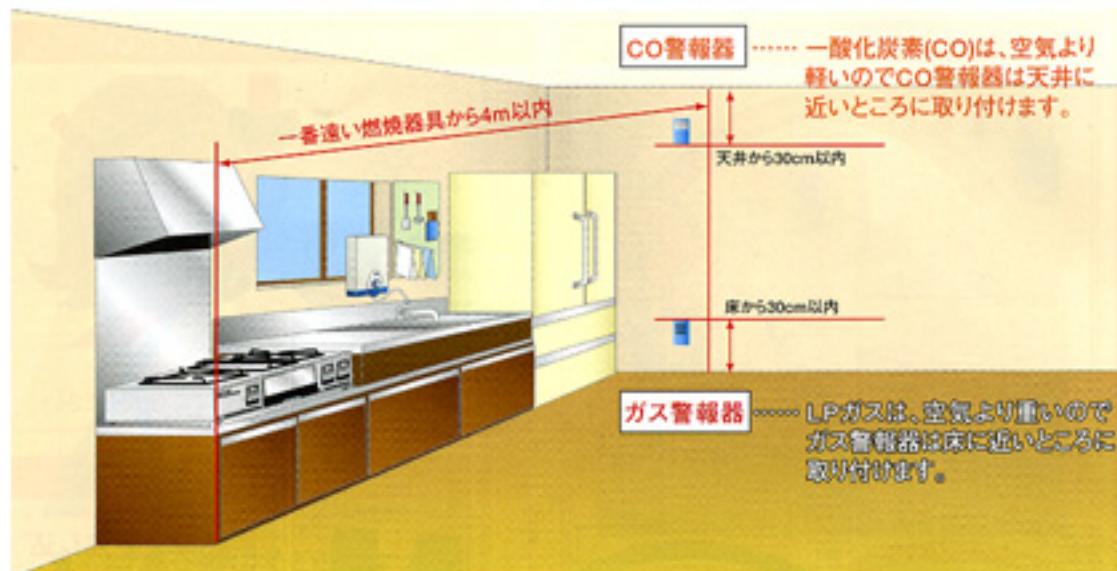
ガスマーテーと警報器がつながっている場合のみ。



安全機能2~5が働いた場合、または、復帰操作をしても再度メーターがガスを止めたときは、ただちに器具せん・ガスせんを閉めて販売店か、認定保安機関に連絡をして点検を受けるまでガスを使用しないでください。

# 警報器を取り付けて安心

## 警報器の



※警報器のコンセントは、抜かないでください。ガスもれを感知できません。

※警報器が適切な位置に設置されているか、ご確認ください。

### 交換期限をご確認ください



有効期限の年  
**20XX年**

LPガス警報器(例)

交換期限表示(例)

警報器の交換期限が過ぎていると、性能が充分に発揮されない場合があります。

※警報器の交換、取付は必ず販売店にご相談ください。

### ここには警報器を取り付けないでください



- ガス燃焼器の直上
- 水蒸気、煙等の直接あたるおそれのある場所
- 換気口や排気扇等の付近
- 厨房施設、家具等のかけ
- 水滴が直接かかる場所等

※誤った設置方法では、ガスもれを感知できなかつたり故障の原因になります。

## 設置例

CO警報器…ガス器具の不調や、誤った使用方法で一酸化炭素(CO)が発生したときに、音やランプでいち早くお知らせします。

ガス警報器…万が一のガスもれのときに、音やランプでいち早くお知らせします。

- マンション・アパート等の共同住宅、地下室等は、ガス警報器の取付が義務づけられています。
- 戸建て住宅にお住まいの方にも取付をおすすめします。
- スプレー等で鳴っても、すぐ鳴りやみますので、警報器のコンセントは絶対に抜かないでください。ガスもれを感じできません。
- 湯沸器、ふろがま、ガスストーブ等を設置されているお宅には、CO警報器があると安心です。

※警報器が鳴ったら、ただちに器具の使用をやめて、充分に換気をして販売店または認定保安機関に連絡してください。

## 住宅用火災警報器のお知らせ

※消防法の改正により、一般住宅等に火災警報器の取付が義務づけられています。



住宅用火災警報器(例)

### 取り付ける場所

- 寝室
- 寝室がある階段の踊り場の天井、または火災検知に支障のない場所
- 1つの階に $7m^2$ (四畳半)以上の部屋が5室以上ある階の廊下
- 台所

※台所への設置は、消防法での義務ではありませんが、市町村条例で設置が必要な場合があります。  
お住まいの市町村へご確認ください。



**悪徳な訪問販売に気をつけてください。**

消防署員等が訪問販売することはありません。ご購入はガスの販売店にご相談ください。